

投資家のみなさまへ

# マイナンバー

## 提示のお願い



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

### 証券会社へのマイナンバーの提示が 法律で義務付けられています！

平成28年1月1日より、新たに証券会社とお取引をされるお客様は、口座開設時にマイナンバー（個人番号・法人番号）を証券会社に提示していただく必要があります。また、既に証券会社でお取引をされているお客様も、マイナンバーを証券会社に提示していただく必要があります。

#### 個人番号とは…



平成27年10月から、国民一人一人に市区町村から個人番号という12桁の番号が通知されます。この番号は、社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて、国民の利便性の向上、行政の効率化や公平・公正な社会の実現のために使われます。証券会社では、法律で定められた目的以外でこの番号を使用することや他人に提供することが禁じられています。また、個人番号の取得や保管にあたって、厳格な管理態勢を整備することが求められています。

#### 法人番号とは…



国の機関 地方公共団体 設立登記した法人

その他の法人等  
(一定の届出をした者などに限る)

平成27年10月から、13桁の法人番号が指定されます。法人番号をお持ちではないお客様は、法人番号を提示いただく必要はありません。

- ※ マイナンバーを提示いただく場合には、本人確認書類の提示などの手続きが必要となります。
- ※ マイナンバー制度に関するご照会は、マイナンバーコールセンター（0120-95-0178）にお問い合わせください。また、内閣官房のホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）ではマイナンバー制度について詳しく説明しています。
- ※ 個人番号を悪用した詐欺行為にご注意ください。不審な電話などがありましたら、証券会社又は警察にご連絡ください。

マイナンバーの提示手続きなどについてはこちらまでお問い合わせください。

日本証券業協会

内閣官房

## よくあるご質問

### Q マイナンバー制度はいつから始まりますか？

A マイナンバー制度は、平成 28 年 1 月から始まりますが、それ以前でも、証券会社がマイナンバーの提示を求めることも認められています。

### Q マイナンバーはどこで確認できますか？

A 平成 27 年 10 月より、市区町村から国民一人一人に個人番号を記載した「通知カード」が交付されますので、そこで個人番号を確認できます。  
法人番号は、国税庁のホームページにおいて公表されます。また、設立登記をした法人には、平成 27 年 10 月より、国税庁長官からの書面により法人番号が通知されます。

### Q 個人番号を証券会社に提示するときはどのような手続きを行うのですか？

証券会社が用意する記入様式に個人番号を記入して提出いただくほか、本人確認書類の提示が必要になります。本人確認書類の範囲は法律で決められており、「個人番号カード」をお持ちでないお客様からは、複数の書類を提示いただく必要があります。証券会社では、お客様から提示された書類に基づいて、個人番号が正しいものであるかの確認とお客様に関する身元確認を行います。

#### 本人確認書類の例

① 個人番号カードをお持ちのお客様	② 個人番号カードをお持ちでないお客様
個人番号カード	通知カード(又は個人番号記載の住民票の写し) + 運転免許証等

※「個人番号カード」は、市区町村に申請することにより、平成 28 年 1 月以降、交付を受けることができます。  
※ 個人番号の提示手続きの内容は、証券会社によって異なることがあります。

### Q 証券会社は個人番号を何に使用するのですか？

証券会社では、法律に基づく以下の義務に対応するために個人番号を使用いたします。

証券取引に関する口座開設の申請・届出

証券取引に関する法定書類の作成・提供

なお、法律で定められた目的以外で、個人番号を使用することや他人に提供することは禁じられております。

### Q 証券会社では個人番号をどのように管理するのですか？

A 証券会社では、個人番号について厳格な管理態勢を整備することが求められています。  
例えば、個人番号の取扱担当者以外がお客様の個人番号を取り扱うことはいたしません。また、個人番号のデータを管理する場所の入退室管理やシステムへのアクセス制御等も行います。



日本証券業協会

内閣官房